

令和3年度 第6回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和3年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年9月6日（月） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について
- 日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について
- 日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 追加議案

- 日程第12 議案第8号 四国中央市農業委員会の委員の選任に関する規則及び四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

### 出席委員（18名）

- |         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇  |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 9 星 川 俊 夫  | 10 高 橋 博   | 12 眞 鍋 晴 豊 | 13 鈴 木 博 美 |
| 14 高 橋 藤 信 | 15 鈴 木 和 治 | 16 鈴 木 秀 幸 | 17 寺 尾 悟 志 |
| 18 則 友 祝 幸 | 19 石 川 武 将 |            |            |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 2 石 川 茂    | 3 薦 田 悦 男  | 4 森 川 雅 之  | 5 石 川 俊 治  |
| 6 佐 藤 保 之  | 7 宇 高 勉    | 8 鎌 倉 静 夫  | 9 尾 崎 之 隆  |
| 10 喜 井 仁 志 | 11 村 上 紘 一 | 12 三 宅 恒 久 | 13 紀 井 正 明 |
| 14 受 川 清 男 | 15 河 村 一 碩 | 17 鈴 木 一 郎 | 18 眞 鍋 聖 二 |
| 19 川 上 雅 司 | 20 渡 辺 昇   | 21 越 智 寧   | 22 村 上 佳 清 |
| 23 近 藤 良 啓 |            |            |            |

欠席委員（1名）

11 坂 上 宏

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

|         |            |            |            |
|---------|------------|------------|------------|
| 1 脇 純 樹 | 16 合 田 篤 夫 | 24 高 橋 祥 志 | 25 鈴 木 敏 也 |
|---------|------------|------------|------------|

出席した職員

|              |               |             |  |
|--------------|---------------|-------------|--|
| 事務局長 篠 原 敬 三 | 係 長 船 場 敦 司   |             |  |
| 係 長 武 村 美 保  | 係 長 三 村 真 都 華 | 主 査 金 子 愛 弓 |  |

第6回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年9月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

11番 坂上 宏 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 純樹 委員

16番 合田 篤夫 委員

24番 高橋 祥志 委員

25番 鈴木 敏也 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

1 番 大西 嘉一郎 委員

2 番 尾藤 元一 委員

を指名いたします。

議 長 日程第 2、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。

議 長 報告を求めます。船場 係長

船 場 それでは、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」報告いたします。

番号 1 の案件については、令和 3 年 7 月 14 日解約。

番号 2 の案件については、令和 3 年 7 月 30 日解約。

以上、2 件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人の資格の認定について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第 1 号、「農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」説明いたします。「農地所有適格法人」とは、農業経営を行うために、農地を取得できる農業法人です。

今回、申請者より「農地所有適格法人の資格の認定」申請がありました。

認定にあたっては、総会において「法人の形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」を満たしているか否かを審査するとともに、農地の受け手としての要件を満たしているか否かを審議することになります。

申請法人の主たる事務所は「新居浜市」に所在し、設立は「令和 2 年 6 月 17 日」です。事業地は、土居町天満地区を中心に計画されています。

それでは、個々の要件につきまして、ご説明いたします。まず、「法人形態」

については、「農地所有適格法人」の場合、農事組合法人、公開会社でない株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであることが要件となりますが、申請法人は株式会社であり、株式については定款で、「当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない」と規定されており、「非公開会社」となっています。よって、法人形態の要件を満たしております。

次に事業要件ですが、法人の主たる事業が、農業とその関連事業であることが要件となり、新規参入の場合は、今後3カ年の事業計画が農業とその関連事業で売上高の過半を占める必要があります。計画では農業が売上高の全部を占めていますので、事業要件を満たしております。

次に「議決権要件」ですが、法人の総議決権の過半は、農業関係者、つまり農地の権利提供者、その法人の農業の常時従事者、基幹的な農作業を委託した個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構などである必要があります。申請者は議決権の数の合計20株すべてを代表取締役が有しており、農業関係者の議決権の割合が100%となっています。よって、「議決権要件」を満たしております。

最後に「役員要件」ですが、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること、また、その法人の理事等又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち、1人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間60日以上）となっております。取締役2名の農業への年間従事日数及び、農作業への年間従事日数の見込みがそれぞれ250日となっておりますので、役員の要件を満たしており「農地所有適格法人」が満たすべき認定要件すべてを満たしております。法人の認定後は、要件の適合性確保のため、毎年、農業委員会へ事業状況等の報告が義務付けられています。

なお、8月27日には農地の受け手としての要件を満たしているか否かを審査するために、会長、鈴木職務代理者、寺尾委員、事務局で申請法人へのヒアリングを実施しております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

委 員 8月27日にヒアリングを実施しました。申請法人は農業経験はありませんが、役員1名は兼業農家です。法人は遊休農地を取得し、大根、じゃがいも、里芋の作付けを考えられています。現在、事務所は新居浜市にありますが、天満の事業地近くに事務所を移転する予定で、倉庫も確保しております。農機具についても、当面は社員の所有するトラクターと軽トラックを借り上げる予定としており、今後、青年等就農資金等を活用し、取得していく予定ですので、農作業に支障はないものと思われます。また、水利等、地域の取り決めを守り、協力をする旨も伺っており、遊休農地を解消し、大規模な農業を行いたいとの意欲が感じられましたので、農地所有適格法人として認めることに問題はないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格の認定」について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり認定すること

に決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は12件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件については、受人は現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、妻の実家から近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われま。

番号2の案件については、受人は現在、夫の実家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、現在の居住地から近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われま。

番号3の案件については、受人はリサイクル業を営む法人ですが、資材置場及び駐車場が確保できず支障をきたしているため、申請地を譲り受けての資材置場及び駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため転用することは、やむを得ないと思われま。

番号4の案件について、受人は、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われま。

なお、申請地は袋地であるため、施設の建設時に必要な通路の確保については、隣接土地所有者の同意を得ています。また、上空占用についても、

土地所有者から同意を得ています。

番号5の案件について、受人は運送・倉庫業を営む法人ですが、業績も順調に伸び、倉庫兼工場が手狭になったことから、今回倉庫建設用地として隣接する法人所有の山林を造成することとなり、これに伴い、従業員用駐車場が工事区域となることから、今回申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。なお、一部が既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号6から8の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は太陽光発電業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号9と10の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、申請地の隣接に、平成10年に自己住宅を新築し居住していますが、平成15年に増築をする際に、農地法の失念により転用許可申請を怠り、申請地を宅地の一部として一体的に利用していました。今回、既存不適格な状態を解消するため申請されたものです。申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であり、既に増築され、居住していることから農地への原状回復は申請者の負担が大きいため、追認することは、やむを得ないと思われます。

番号11の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、住環境のよい申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進んでおり、市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号12の案件については、受人は現在、賃貸住宅に居住していますが、

手狭になったため、現在の居住地から近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進んでおり、市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6から8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番と10番

委員 特に異議ありません。

議長 11番と12番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」説明いたします。

番号1の案件については、令和2年10月の総会において審議され、11月30日付で農地転用許可された案件の事業計画変更です。

当初計画者は、許可後、サービス付き高齢者住宅を建築するために、事業を進めていましたが、今回、隣接する自立訓練事業所の利用者が急増したことや、就労支援までの一貫した支援を優先して行う必要があるため、デイサービス及び多機能型障害者施設を建設するための事業概要の変更です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。船場 係長

船 場 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、4年6か月間の使用貸借です。

番号2と3については関連案件のため、まとめて説明します。番号2については、申請地を農地中間管理機構へ10年間貸し付けを行い、番号3については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。

番号4と5についても同様に、期間は10年間の使用貸借です。

番号6から10の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号6番から10番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。  
 議 長 2 番と 3 番  
 委 員 特に異議ありません。  
 議 長 4 番と 5 番  
 委 員 特に異議ありません。  
 議 長 番号 6 番から 10 番までの再設定について質疑はありませんか。  
 委 員 （「特になし。」との声。）  
 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
 議 長 議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」  
 について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めま  
 す。  
 委 員 （挙手全員）  
 議 長 挙手全員であります。  
 よって、議案第 4 号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。  
 議 長 日程第 7、議案第 5 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積  
 計画（所有権移転）の承認について」を議題といたします。  
 議 長 議案の説明を求めます。金子 主査  
 金 子 それでは、議案第 5 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集  
 積計画（所有権移転）の承認について」説明いたします。  
 番号 1 と 2 の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。  
 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定される要件を満たす認定農  
 業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。  
 番号 1 について、取得後は果樹の栽培を予定しています。  
 番号 2 について、取得後は米と葱の栽培を予定しています。  
 以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。  
これより、質疑にはいります。  
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番  
委 員 特にありません。

議 長 番号2番  
委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。  
委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第6号、「農地台帳登載願について」説明いたします。  
番号1と2の案件については、農地台帳登載申請があり、8月17日に現地調査を行いました。  
以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。  
これより、質疑にはいります。  
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 8月4日、現地確認をいたしました。柑橘が作付けされており、しっかりと  
した管理がなされていると確認できました。  
今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について  
問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 現地確認をいたしました。野菜が作付けされており、しっかりとした管理  
がなされていると確認できました。  
今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問  
題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載す  
ることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり登載すること  
に決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」  
を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」  
説明いたします。  
農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、  
相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の

6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件を満たすこととなります。適格性を有するかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号 1 の案件については、7 月 27 日に申請者、地元農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号 1 番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

また 7 月 27 日、現地確認を申請者とおこないました。米の作付けを行っておりしっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 7 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、原案のとおり「適格者として証明」することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第 7 号は、原案のとおり「適格者として証明」することに決しました。

議 長 日程第 10、諮問第 1 号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」

を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、周辺の開発に伴い、公共の用に供されていないため、現在の「道」の用途を廃止し、申請人に払い下げを行い、一体利用するための用途廃止申請です。

番号2の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号5の「駐車場」の関連案件です。申請人より、公共の用に供されていないため、現在の「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げ後、隣接地とともに駐車場として一体利用する予定です。また、地元水利組合の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 番号2番

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま

す。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第 1 号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第 11、諮問第 2 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、諮問第 2 号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号 1 と 2 の案件については個別除外の案件です。

番号 1 について、申請者は妻と子どもの三人で、賃貸共同住宅に居住していますが、両親が暮らす家の隣に住む祖母が数年前から介護が必要な状態となり、現在、両親が介護をしています。両親は共働きの兼業農家のため、大変多忙な日々を送っています。このような中、申請者が、農業の手伝いや介護をするにも、居住地から実家までは距離があり、移動にも時間がかかるため、今回実家の近くに新しく家を建設することを計画しています。しかしながら、申請者は土地を所有しておらず、申請者の父が所有する土地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号 2 の案件について、申請者は、四国中央市です。土居町にある天満公民館は築 50 年が経過し、建物の老朽化が進み、耐震補強の必要もあるため、早急な改築が求められています。市の整備計画では公民館の配置については、原則 1 小学校区に 1 公民館という方針ですが、現在、天満公民館と蕪崎公民館の配置は 1 小学校区に 2 つの公民館が配置されており、今

回、2つの公民館を合同館として整備することとなりました。現公民館は敷地面積が狭く、交流センターとしての活動に十分なスペースが確保できないため、地域住民の利便性、災害時の防災拠点などを考慮し、建設候補地を検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 番号2番

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第12、議案第8号、「四国中央市農業委員会の委員の選任に関する規則及び四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第8号、「四国中央市農業委員会の委員の選任に関する規則及び四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」説明いたします。本日配布いたしました、追加提案分議案書1ページをお開きください。

近年、社会情勢の変化に伴い、国の行政手続きに係る押印見直しを行っているところですが、この度、地方公共団体である市においても押印見直しを全庁的に取り組むこととなりました。

このことについて、農業委員会に係る規則である「四国中央市農業委員会の委員の選任に関する規則及び四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」において、押印見直しを検討することとしました。同規則は、平成28年より施行され、農業委員の改選に伴い、推薦者及び応募者が推薦届または応募届により手続きを行うこととなっています。今回、押印見直しにより、手続きの簡素化を図るため、押印を廃止することを考えています。

しかしながら、推薦という手続きにおきましては、「作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要がある」ことから、直筆の署名による手続きは必要であると考えます。

規則のうち、「農業委員に関する規則」については、市長決裁後、同規則が一部改正することを報告いたします。

「推進委員に関する規則」については、地方自治法第百三十八条の四第二項に基づき、農業委員会で定める規則となりますので、別紙「改め文」のとおり、同規則を一部改正することについて、農業委員会の意見を求めるものがあります。

また、同規則の一部改正は令和3年10月1日の施行を予定していることか

ら、今回の9月6日開催の総会で意見を求めます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第8号中、「四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」、原案のとおり、規則の一部を改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、規則の一部を改正することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（１４：１５）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 大西 嘉一郎

委 員 尾 藤 元一